

茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 1 5 号

茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市国民健康保険条例施行規則（昭和 3 4 年茅ヶ崎市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号イ中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」に改め、同項第 5 号イ(イ) 中「及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割の保険料率」を「、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割の保険料率並びに子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割及び 1 8 歳以上被保険者均等割の保険料率」に改め、同号イ(ウ) a 中「及び後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の保険料率」を「、後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割の保険料率及び子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率」に改め、同号イ(ウ) b 中「及び条例第 2 6 条第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額」を「、条例第 2 6 条第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額及び条例第 3 6 条の 5 第 1 項第 4 号アに定めるところにより算定した額」に改め、同号ウ(イ) 中「被保険者均等割額」の次に「及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」を加え、同号ウ(ウ) b 中「及び条例第 2 6 条第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額」を「、条例第 2 6 条第 1 項第 3 号アに定めるところにより算定した額及び条例第 3 6 条の 5 第 1 項第 4 号アに定めるところにより算定した額」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 8 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料の減免について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。